

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年2月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ナルス南高田店  
所在地 上越市上中田北部土地区画整理事業地内1街区  
設置者 株式会社ナルス
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
（変更前）（仮称）ナルス南高田店  
（変更後）ナルス南高田店
- 3 変更年月日  
平成26年10月17日
- 4 変更の理由  
名称が決まったため。
- 5 届出年月日  
平成28年2月10日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
平成28年2月26日から平成28年6月26日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp